

整理番号	消防－法不－ 4
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	防火対象物の使用禁止、停止又は制限の命令
概 要	消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、消防法令の措置命令の履行状況又は消防法令の措置命令によっても火災予防上等の危険性を排除できないと認めるときは、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年 7 月24日法律第186号）第 5 条の 2 第 1 項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 消防法第 5 条の 2 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について次のいずれかに該当する場合には、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。 1 第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 8 条第 3 項若しくは第 4 項、第 8 条の 2 第 5 項若しくは第 6 項、第 8 条の 2 の 5 第 3 項又は第 17 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合 2 第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 8 条第 3 項若しくは第 4 項、第 8 条の 2 第 5 項若しくは第 6 項、第 8 条の 2 の 5 第 3 項又は第 17 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	